

第1章 犯則事件の調査・告発

第1 概 説

1 犯則事件の調査の目的及び権限

犯則事件の調査の権限は、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めるこことによって、市場の公正性・健全性を確保し、投資者保護を図る目的で、監視委員会の設置に伴い新たに設けられた権限である。

犯則事件の調査については、大蔵大臣の権限の委任に基づいて行う証券会社等に対する検査とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として、証券取引法（以下「証取法」という。）、外国証券業者に関する法律（以下「外証法」という。）及び金融先物取引法（以下「金先法」という。）に規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与する全ての者に対し行使することができる。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査及び犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第38条の2、金先法第106条）並びに裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第38条の2、金先法第107条）がある。

2 犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第17条、金先法施行令第12条）において

て定められている。主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出、損失保証・補てん、相場操縦、内部者取引などがある（附属資料1－3参照）。

なお、犯則事件の調査結果は、監視委員会職員から監視委員会に報告されることとなっており（証取法第223条、外証法第38条の2、金先法第119条）、監視委員会は犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第38条の2、金先法第122条）。

第2 犯則事件の告発実績等

1 犯則事件の調査の実施状況

本公表の対象期間においては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑及び内部者取引の嫌疑により、それぞれ平成5年12月及び6年6月に犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対して臨検、捜索及び差押えの強制調査を実施したほか、前記権限に基づき所要の調査を行った。

2 告発の状況

上記調査の結果、監視委員会は平成6年5月17日、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書を提出した事実につき、証取法（平成4年法律第73号による改正前のもの）違反の罪に該当するとして、犯則嫌疑者（有価証券報告書提出会社及び同社元役員2名）を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発事実の概要〕

教育関係映像出版等を目的とする被告発人株式会社甲は、平成2

年11月に店頭登録を果たしているが、同社の代表取締役である被告発人乙及び取締役である被告発人丙の両名は、共謀の上、甲の業務に関し、

- ① 3年6月、大蔵大臣に対し、甲の第8期の事業年度（2年4月1日から3年3月31日まで）の決算の実際は当期末処理損失金が約31億7千万円であったのに、第三者に依頼して買い主名義を借用するとともに、簿外で借り入れた資金により売上の代金決済を仮装して、絵画等の架空売上を計上する等の方法により、当期末処分利益金が約4億7千万円であったように虚偽の記載をした貸借対照表等を掲載した同事業年度の有価証券報告書を提出し、
- ② 4年6月、大蔵大臣に対し、甲の第9期の事業年度（3年4月1日から4年3月31日まで）の決算の実際は当期末処理損失金が約36億円であったのに、①と同様の方法により、当期末処分利益金が約6億5千万円であったように虚偽の記載をした貸借対照表等を掲載した同事業年度の有価証券報告書を提出した。

被告発人乙及び丙の上記行為は、証取法（平成4年法律第73号による改正前のもの）第197条第1号の2（同法第24条第1項の規定による重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した者）に該当するものである。

また、被告発人甲については、証取法（平成4年法律第73号による改正前のもの）第207条第1項（両罰規定）により併せて告発した。